



復旧から復興へ 未来の芦北町へ向かって

観測史上最大の雨量で、町内全域に未曾有の被害をもたらした豪雨災害から、2か月半が過ぎました。町内各所で復旧工事が進められておりますが、その爪痕は今なお深く残されております。尊い犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されたすべての方々へ心よりお見舞いを申し上げます。また、未だ行方不明となっておられる方の一日も早い発見のため、引き続き全力を尽くして参ります。

災害発生直後から、自衛隊をはじめとする、国、県、その他関係機関、そしてボランティア等多くのご支援をいただきながら、復旧・復興作業を進めて参りました。武田防災担当大臣や小泉環境大臣、蒲島知事をはじめとする、国、県の方々にも町の現状・要望をしっかりと伝えし、熊本地震を超える規模の各種支援策を講じていただいております。

また、皆さんの生活再建に直結する罹災証明書につきましても、申請していただいている分の発行率は100%となり、ゆめもやい緑地公園に建設された仮設住宅への入居も始まるなど、復旧・復興作業は刻一刻と変化する局面を捉えながら、着実に進んでおります。

発災からを振り返りますと、一説には数百年に一度とも言われる未曾有の大災害に、まずは人命救助、ライフラインの確保を最優先に取り組みました。その後、被害状況把握のため、時に倒木を避け、流れ込んだ土砂を乗り越えながら、町中を回りましたが、愛するわが町の変わり果てた姿を見たときは、文字通りこの身が引き裂かれる思いでした。あまりに甚大な被害に、思わず立ちすくんでしまいそうになったとき、私の背中を押してくださったのは、懸命に復旧作業に取り組まれる住民、消防団の方々の姿、自らも被災しながら炊き出しなどの支援に取り組まれる事業者の方々の姿、全国から寄せられる人的・物的支援の数々、そして、自宅の被害を顧みず不休で災害対応にあたる町職員の姿でした。

皆さん、今こそ敢然と立ち上がりましょう。前へ進みましょう。復興までは少し長い道のりとなるかもしれませんが。時には足が止まってしまうこともあるでしょう。そんなときは、遠慮せず背中を預けてください。私たちも全力で皆様の生活再建を後押しして参ります。みんなが手を取り合い、助け合いながら、今を生きる皆さんのため、そして次の時代を担う子どもたちのために、「芦北に生まれてよかった、芦北に住んで良かった」と心から思える町を共に作っていきましょう！

芦北町長

竹崎 成





◀冠水した国道3号 腰まで浸かり道路を歩く人（役場庁舎前）
7月4日午前9時撮影



▶災害後水の引いた佐敷川



▶越水した佐敷川（田中正一さん提供）
7月4日午前7時撮影

7月4日午前2時30分ごろに佐敷と湯浦地区から道路が冠水したと役場に連絡がありました。役場周辺も冠水し同日午後3時ごろまでは、庁舎から出ることができませんでした。

役場の気象観測で7月3～4日の最大1時間雨量が92ミリ、24時間雨量538ミリが記録されました。これは昨年7月の1か月分（608ミリ）の雨量相当になります。

この豪雨により町内で、全壊70件、大規模半壊141件、半壊733件の被害がありました。（9月9日現在）



▶浸水し町道が川のように（芦北児童公園前）



▲球磨川のはん濫により1階が浸水 白石地区



▲普段の状態

CONTENTS

2020年 9月号

- 2 豪雨災害町長メッセージ
- 5 河川のはん濫
- 6 球磨川沿線
- 7 被害の状況
- 8 救助・復旧の応援
- 9 災害廃棄物
- 10 ボランティア
- 11 避難所・支援物資
- 12 消防団・復興に向けて
- 13 被災者支援情報
- 22 災害に伴う予算
- 26 健康ルーム
- 28 国勢調査

今月の表紙



▲水が引いた役場北側

7月3～4日にかけて芦北・人吉球磨地方に被害をもたらした豪雨。町内の河川は、はん濫し土砂崩れ等が発生しました。

人口のうごき (R2.9.1 現在) () 内は前月比			
人 口	16,712人	(-37)	
男	7,887人	(-15)	
女	8,825人	(-22)	
65歳以上	7,401人	(-12)	
世 帯 数	7,205世帯	(-14)	



◀ 土石流により農地が埋まった宮浦地区



▶ 大岩川の流れが変わり農地が被災



◀ 広域農道田浦トンネル



▶ 土砂で埋まった肥薩おれんじ鉄道



◀ 滝の上地区の土砂崩れ



▶ 女島地区では数か所で土砂崩れが発生



▶ 橋に引っかけた軽トラック

豪雨により土砂崩れが複数発生しました。また、河川の増水等により農地1100箇所・道路1000箇所の被害がありました。

孤立した集落は21地区ありました。自衛隊や土木業者の緊急道路復旧工事により8月1日に孤立が解消されました。

人的被害では、11名の方が亡くなり、現在も1名が行方不明です。



◀ 橋脚だけ残った神瀬橋



▶ 河川の増水により住宅が損壊



◀ はん濫による被害を聞く町長



▶ 基礎が浮いた状態の家



◀ 粘土質の泥が堆積した床下



▶ 球磨川沿線の町道 自動車は通行不能



▶ 護岸ごと流された県道一勝地神瀬線

球磨川沿線の地区は豪雨による増水により、被害に遭いました。

嵩上げを行なった、漆口、小口、白石も一階部分が浸水しました。

白石地区への道路は、複数箇所護岸が無くなっていました。

8月1日に仮設道路が復旧するまで、住民や物資を運ぶボランティアは、不通になっているJR肥薩線の線路を歩いて移動していました。

7月4日、発災した当日から自衛隊が駆けつけ、昼夜を問わず安否確認のための捜索や、孤立した集落の住民の救助、生活物資の搬送、土砂で埋まった道路の清掃など、延べ人数約8800人が活動しました。

熊本県庁・佐賀県庁・宮崎県庁・気象庁・国土交通省・DMAT（災害派遣医療チーム）等がプッシュ型支援※で駆けつけ、町災害対策本部と救援活動を行いました。

※具体的な要請を受けなくても物資や人材を送り出す支援

毎日進捗を確認し情報を共有



孤立した集落から救助搬送された住民
取り残された住民をヘリコプターで吊り上げて救助する自衛隊



重機を使って堆積した土砂を撤去
重機が入れない場所は手作業で撤去



自衛隊から行方不明者の捜索状況を確認
被災した住民のために風呂を設置



道端の廃棄物を回収



災害廃棄物は品目ごとに回収



災害仮置場で搬入を待つ車両



廃棄物撤去後の白石地区



廃棄物撤去前の白石地区



小泉環境大臣が廃棄物仮置場を視察



被災した住家等から出た災害廃棄物は芦北町の3年分の量（約1万2000トン）になります。

廃棄物仮置場には多い日には1200台の搬入があり、大変混雑しました。

搬入が始まった当初は、廃棄物が混載状態で搬入され、廃棄物仮置場の整理がうまくいきませんでした。が、持ち込まれる方の分別搬入のご協力により、現在は整理が容易にできるようになっています。

他の自治体から収集の応援に





◀全国から寄せられた義援金・寄附金

全国から支援物資（水・食糧・生活用品等）が、事業所（231件）・自治体（21件）・個人（120件）から寄せられました。（8月末現在） また、義援金・寄附金も多数寄せられています。

避難所は、新型コロナウイルス感染症対策のため、検温や問診を行い入所の手続きを行いました。避難者が生活するスペースは、人との間隔を開けるか、段ボールの壁（パーティション）を設置し、感染症対策を行いました。



◀軽トラに満載して届けられた支援物資



▶被災したスクールバスの代用車の寄附



◀寄贈された芦北を応援する横断幕



▶全国から寄せられた多くの支援物資



◀避難者の健康状態を確認するために保健師が巡回



▶避難所を慰問した防災担当大臣と県知事



▶社会福祉協議会のボランティア受付
依頼者の要望を聞き作業を行うボランティア



▶ラーメンの炊き出しに激励



▶秀岳館（高校生のボランティア



◀商工会による災害廃棄物の撤去



▶床下の泥をかき出すボランティア

ボランティアに参加された方の声

菊本 だいしん 大新さん
熊本市

清崎 彩良さん
熊本市

田下 榮さん
益城町

友達に誘われたので参加しました。考えていた以上に大変な作業でした。来た時よりきれいになり、大変感謝されました。また来ます。

定年退職して時間があるので、ボランティアに参加しています。熊本地震の時、色々な人にお世話になったので、恩返しです。

令和2年7月豪雨で被災された方々への生活再建支援について

支援を受けるためにはり災証明書または被災証明書が必要です。

【り災証明書とは？】

自然災害による住家被害の程度を判定する書類です。支援や各種減免手続きなどに必要になることがあります。

申込期限は設けておりません。ただし、調査を行う時点で修繕・解体後である場合は、被害状況の確認ができません。被害状況が分かる写真をお持ちください。

○り災証明書の発行

被害を受けた住家の被害の程度を判定します。

被害の状況が分かる写真をお持ちください。

*問い合わせ先

福祉課 社会福祉係（内線 151・157）



○被災証明書の発行

住家以外の被災した物に対して、被害があった証明書を発行します。被災した写真をお持ちください。

*問い合わせ先

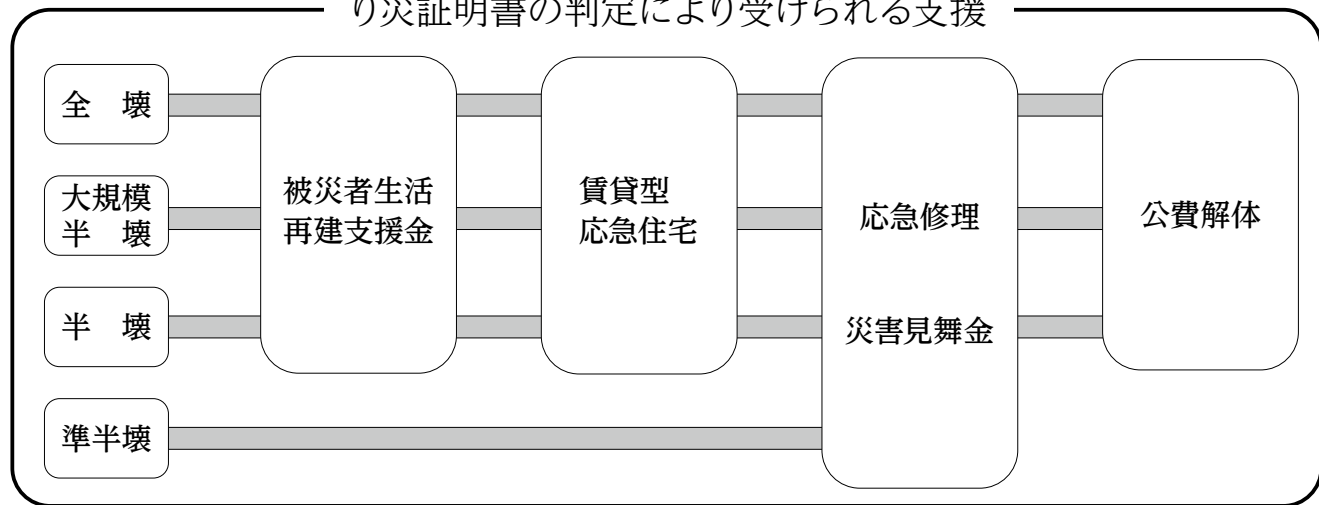
商工業施設 商工観光課 商工振興係（内線171）

農業施設等 農林水産課（内線272・275）

それ以外（車や家電）総務課 防災交通係（内線211）



り災証明書の判定により受けられる支援



各種証明書の交付料免除

・被災された方の負担軽減を図るため、災害による各種申請手続きに使用する諸証明書の交付手数料を免除します。

対象者 り災証明、被災証明の交付を受けた方

免除の対象 豪雨被害による各種申請手続きに使用する場合

住民生活課

○印鑑登録関係・住民票関係・戸籍関係・個人番号カードの再交付等
税務課

○所得（課税）証明書・納税証明書・固定資産税証明書等



消防団員に被害の状況を確認



道路が寸断された白石地区で復旧活動にあたる消防団



り災証明発行のため現地を調査

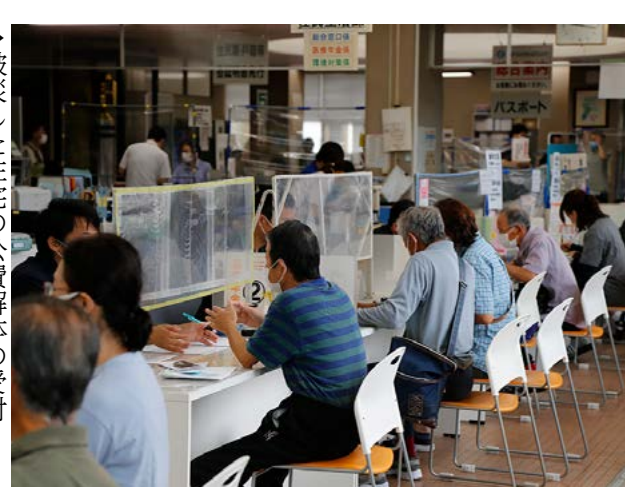


女島地区に建てた仮設住宅

消防団は発災時より人命救助や捜索活動を行いました。ボランティア等の活動が入らない場所では、消防団が、床下の泥出しや生活物資搬入の支援を行いました。
8月1日から、り災証明書の申請受付が開始されました。り災証明書を受け取った方の、生活再建のための手続きは土曜・日曜も役場で受け付けました。9月16日からは建設型応急住宅（仮設住宅）へ入居が始まりました。



り災証明書の申請の受付



被災した住宅の公費解体の受付

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）（全壊・大規模半壊・半壊）

令和2年7月豪雨により住家が甚大な被害を受け、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を熊本県が借上げて提供します。

○入居者の要件

- (1)以下のいずれかの要件を満たす方
 - ①り災証明書で「全壊」の判定を受け、居住する住宅がない方
 - ②二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方
 - ③「大規模半壊」または「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- (2)自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方
- (3)災害救助法に基づく障害物の除去制度を利用していない方

○入居期間

- 入居時から最長2年間
- 災害救助法に基づく応急修理を併用した場合、災害発生日から6ヶ月（令和3年1月3日まで）
- ※応急修理についても令和3年1月3日までに完了する必要があります。
- 応急修理が完了した場合は、速やかに退去していただく必要があります。

○費用負担

- 県の負担：家賃、共益費（管理費）、礼金（家賃の1ヶ月分を限度）、鍵交換費、仲介手数料（家賃の0.55ヶ月分）、退去修繕負担金（家賃の2ヶ月分を限度）、火災保険等損害保険料
- 自己負担：光熱水費、駐車場費、自治会費等

○借上げ住宅の条件（いずれにも該当）

- ①貸主から同意を得ているもの
- ②新耐震基準で建設（昭和56年6月1日以降に着工）されたものまたは耐震診断、耐震改修等により住宅耐震性が確認されたもの
- ③不動産事業者（仲介業者）が斡旋した住宅であること
- ④家賃が、1ヶ月当たり次の額以下であるもの（特別の事情がある場合、ご相談ください）
 - ・2人以下の世帯 5万5千円以下
 - ・3～4人以下の世帯 6万円以下
 - ・5人以上の世帯 9万円以下

○既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方

上記の入居者の要件、借上げ住宅の条件等を満たし、貸主の同意が得られる場合には、入居日に遡って適用されます。（但し、保険については遡及できませんのでご了承ください。）

○申込期限

令和2年12月28日（月）まで

○必要書類

- 申込書、誓約書、暴力団員の照会等に係る「同意書」、り災証明書、住民票、貸主への同意書などが必要です。
- *問い合わせ先 福祉課 社会福祉係（内線151・157）



被災者生活再建支援金（全壊・大規模半壊・半壊）

令和2年7月豪雨により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、その生活の再建を支援するものです。

○支援金の対象となる世帯及び支給額

- 支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。
 - ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
 - ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

○申請期限

- ①基礎支援金は令和3年8月3日（火）まで
- ②加算支援金は令和5年8月3日（木）まで

○必要書類

申請書、り災証明書（原本）、住民票、通帳のコピーなどが必要です。



区分		①基礎支援金 （被害程度）	②加算支援金 （住宅再建方法）		合計①+②
複数世帯 （世帯の構成員が複数）	全壊世帯 解体世帯（※1） 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借（※2）	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借（※2）	50万円	100万円
単身世帯 （世帯の構成員が単数）	全壊世帯 解体世帯（※1） 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借（※2）	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借（※2）	37.5万円	75万円

（※1）住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。

（※2）加算支援金（賃借）は公営住宅、賃貸型応急住宅、建設型応急住宅への入居は対象となりません。

*問い合わせ先 福祉課 社会福祉係（内線151・157）

災害援護資金貸付

令和２年７月豪雨により住家や家財に損害を受けた場合に、被害の種類や程度に応じて災害援護資金の貸し付けを行います。

○対象となる方

世帯主が負傷または住家、家財に被害を受けた方

○所得制限

世帯人員／市町村民税における前年の総所得金額

・１人／220万円　・２人／430万円　・３人／620万円　・４人／730万円

・５人以上／１人増すごとに、730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円となります。

○内容

被災の状況などに応じて、下記のとおり内容が異なります。

貸付区分		貸付限度額
(１)世帯主が負傷した場合 (療養に1ヶ月以上かかること)	(ア)家財、住居とも損害がない場合	150万円
	(イ)家財の損害が1／3以上かつ、住居の損害がない場合	250万円
	(ウ)住居が半壊した場合(※)	270万円 ※(350万円)
	(エ)住居が全壊した場合	350万円
(２)世帯主が負傷しなかった場合 (療養に約1ヶ月かからない場合も含む)	(ア)家財の損害が1／3以上かつ、住居の損害がない場合	150万円
	(イ)住居が半壊した場合(※)	170万円 ※(250万円)
	(ウ)住居が全壊した場合	250万円
	((エ)の場合除く)(※)	※(350万円)
	(エ)住居の全体が滅失など	350万円

※被災住居を立て直す際に、残存部分を取り崩さざるを得ないなど特別の事情がある場合は、引き上げられます。()内の額。

○貸付条件

利 率 :年1.5% (据置期間中は無利子)

償還期間 :10年 (据置期間含む) 据置期間 :3年 (特別の場合5年)

※連帯保証人が必要です。

○申込方法

貸付を希望される方は、対象者要件等を確認するため、お手数ですがお問い合わせいただくか、窓口まで来庁いただきますようお願いします。

融資・貸付について検討している方は、本冊子でご案内している「住宅金融支援機構」の「災害復興住宅融資」もご検討ください。

また、融資関係を申し込む際は、償還の計画も立てていただく必要があります。

*問い合わせ先 福祉課 社会福祉係 (内線 151・157)

住宅の応急修理 (全壊、大規模半壊、半壊、準半壊)

令和２年７月豪雨により住家が甚大な被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯に対し、日常生活に必要欠くことのできない部分について、申込者が選定した業者に町が依頼し修理を行うものです。

○対象となる方

以下の要件をすべて満たす方 (世帯)が対象となります。

①当該災害により住宅が、「大規模半壊」、「半壊」等の被害を受けたこと

※全壊の場合でも、応急修理をすることにより居住が可能となる場合は対象となります。

②災害救助法に基づく応急住宅 (建設型・賃貸型)を利用する場合は、入居期間が原則６ヶ月以内となります。なお、建設型は応募状況によっては、入居できない場合があります。

③自ら修理する資力がないこと (「準半壊」、「半壊」の方)

○支援内容

住宅の応急修理のため支援できる費用の上限は、1世帯あたり以下のとおり

①全壊、大規模半壊、半壊 ５９万５千円

②準半壊 ３０万円

※上限を越えた分は自己負担となります

※同じ住家に２以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなします。

○対象となる修理

屋根などの基本部分、ドアなどの開口部、上下水道などの配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所

○申込期限

令和２年12月28日 (月)

○必要書類

申込書、申出書、罹災証明書、業者からの見積書、写真などの書類が必要です。

*問い合わせ先 福祉課 社会福祉係 (内線 151・157)

災害弔慰金・災害障害見舞金

令和２年７月豪雨により死亡・負傷し、または疾病にかかり、著しい障害があるときに災害弔慰金・障害見舞金を支給します。

○対象となる方

弔 慰 金 :死亡した方のご遺族

障害見舞金 :重度の障がい (両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方

○支給額

弔 慰 金 : ①生計維持者の方 ５００万円

②その他の方 ２５０万円

障害見舞金 : ①生計維持者の方 ２５０万円

②その他の方 １２５万円

○支給方法

口座振込による支給 (予定)

対象と思われる方は、お手数ですが、お問い合わせいただければ町職員が調査を行います。

*問い合わせ先 福祉課 社会福祉係 (内線 151・157)

芦北町小災害復旧事業補助金

個人の所有する生活関連施設（建設課所管 進入路・家屋の石積等）や農地等（農林水産課所管）に災害があった場合に、個人が行う災害復旧工事について、事業費（税抜き額）の7割を町が補助する制度です。

事業費が10万円以上の場合対象となります。
補助金の最高限度額は42万円までです。（事業費60万円×70％）

（例1）	事業費（税抜き額）が50万円の場合
	町補助金額35万円 個人負担額15万円
（例2）	事業費（税抜き額）が100万円の場合
	町補助金額42万円 個人負担額58万円

被害を受けた施設や農地等が補助対象であるか現地調査を行います。
※着工前に担当までご連絡ください。
※工事を発注するまで、シートによる被災部の保護等、二次災害防止を行ってください。
*問い合わせ先
建設課 計画係 （内線231・236）
農林水産課 振興係 （内線260・261）

7月豪雨による宅地内の土砂の撤去について

豪雨災害により宅地（事業所含む）内に堆積した土砂は、申請により芦北町が撤去します。
○申請書類
①申請書 ②申請者身分証明書 ③敷地配置図
④状況写真 ⑤誓約書 ⑥委任状（申請者と所有者が異なる場合）
※家屋の消毒等はいりません。
※宅地（事業所含む）内に堆積した土砂等に限りです。農地等に堆積した物は対象外です。
※9月は土・日も受付を行います。 受付場所：役場庁舎1階ロビー
*問い合わせ先
建設課 計画係 （内線231・236）

令和2年7月豪雨災害・新型コロナウイルス感染症等
に対する商工事業者向けの補助金について

7月豪雨災害で建物や施設に被害を受けた事業所や、新型コロナウイルス感染症で売り上げが減少した事業所の経営再建等について相談を受け付けています。
事業者にあった補助などをご紹介します。相談は無料です。
*問い合わせ相談先
商工観光課 商工振興係 （内線171）
芦北町商工会 ☎（82）2548

被災した家屋の解体・撤去（全壊、大規模半壊、半壊）

令和2年7月豪雨災害の被害を受けた、損壊家屋等の公費解体申請を受け付けています。
○申請期限
公費解体 令和2年12月28日（月）
自費解体 令和2年10月30日（金）
○公費解体
家屋等の所有者に代わって、町が災害廃棄物として解体、撤去を行うものです。
※原則家屋内に残っている家財、貴重品等は解体工事着工までに回収又は処分をお願いします。
ただし、倒壊等の危険がある場合は、この限りではありません。
○自費解体
すでに所有者自身で解体・撤去を完了した人、またはこれから業者に依頼する人で、り災証明書等の判定に基づき生活環境の保全上の支障を除去するため必要があったと町が判断した場合に解体工事の費用を補助する制度です。
町の基準により算定した金額と、申請者が解体業者に支払った金額のいずれか低い方を支払います。そのため、解体費用の全額が対象とならない場合がありますのでご了承ください。
申請期限までに解体が完了し、申請書類の提出が必要です。

公費解体	自費解体
①申請書	①公費解体制度の①～⑤と同じ
②り災証明書又は被災証明書等 （「半壊」以上の判定が記載されたもの）	②解体工事前・解体工事中 ・解体工事後の状況写真
③本人確認ができる免許証・保険証等	③解体工事の契約書、見積書、請求書、領収書
④建物配置図	④解体工事にかかるマニフェスト伝票（E票）
⑤建物の登記事項証明書（全部）	⑤その他、状況に応じた必要書類
⑥被災家屋等の現況写真（全景が写った写真 や被災状況が確認できる書類）	*問い合わせ先
⑦申請者の印鑑登録証明書	住民生活課 環境対策係（内線145・147）
⑧その他、状況に応じた必要書類	

浄化槽等に流入した土砂等の撤去

豪雨災害により浄化槽や汲み取り便槽内に土砂が流入し、撤去が必要な場合は、芦北町が土砂の撤去を行います。水が流れないなどの異常がございましたら、保守点検を契約されているいずれかの業者、または上下水道課へご連絡ください。
*連絡先
上下水道課 下水道係（内線161・162）
吉永商会 芦北支店 ☎86-1680
城南クリーン ☎87-0036
五代産業 ☎78-5033

農業用施設・機械・ハウスの
修繕・再取得等に関する補助金について

令和2年7月豪雨により被害を受けた農産物の生産・加工に必要な施設・機械の復旧・再取得を支援する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（被災農業者支援型）」の要望受付を次のとおり行います。事業活用を希望される方は必要書類を準備のうえ申請ください。

○対象者

令和2年7月豪雨により被害を受けた農業経営者（販売農家）で、農業用施設・機械の復旧を行い、営農を再開する農業者

○助成内容

- （1）農業用ハウス・畜舎等の修繕・再建に係る費用
- （2）農業用機械の修繕・再取得に係る費用
- （3）複数の被災農業者が共同で利用する農業用機械等の取得に係る費用
- （4）被災した農業用ハウス、畜舎等の修繕・再建を契機とする補強に係る費用

○補助率

- （1）農業用ハウス※1、農業用機械、畜舎等の修繕・再建・再取得・補強※2
9割補助 国：1/2以内、県：2/10以内、町：2/10以内
- （2）農業用ハウス※1、畜舎等及び流入した土砂の撤去等
8割補助 国：3/10以内、県：2.5/10以内、町：2.5/10以内

※1 園芸施設共済加入者は共済金の国費相当額と合わせて1/2相当、未加入者は最大3/10

※2 補強の国費は3/10以内

○必要書類

- （1）事業費が確認できる書類（見積書、納品書、請求書、領収書、カタログなど）
- （2）被害状況が確認できる写真
- （3）その他関係書類

○受付期間

令和2年10月16日（金）まで ※土日も受付けます
時間：午前8時30分から午後5時15分まで

○受付場所

芦北町役場 農林水産課 1階会議室
*問い合わせ先
農林水産課 農政係（内線 271・275）

7月豪雨災害廃棄物の受け入れ

災害廃棄物の受け入れを仮置場で行なっていましたが、9月30日（水）で終了となります。

今後の受け入れは、芦北町清掃センターで行います。

災害廃棄物を持ち込む際は、り災証明書又は被災証明書をお持ちください。

*災害廃棄物と確認できない場合は通常の料金をお支払いただく場合があります。

*問い合わせ先

芦北町清掃センター ☎（86）0277
住民生活課 環境衛生係（内線 145・147）

令和2年7月豪雨により被災された方に対する後期高齢者医療の
一部負担金の免除及び還付について

1 後期高齢者医療の一部負担金の免除について

令和2年7月豪雨災害により被災された方で、下の「免除の要件」に該当する方は、令和2年10月末日まで後期高齢者医療の一部負担金（医療機関等で支払う自己負担分）は免除となります。医療機関等の窓口での口頭による申告により一部負担金の支払いは不要となりますが、申請により免除証明書の交付を行っております。

○免除の要件

- 後期高齢者医療の被保険者で、(1)～(5)のいずれかに該当する方
- (1)住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- (2)主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- (3)主たる生計維持者の行方が不明である方
- (4)主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方
- (5)主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
※床下浸水の方は対象外となります。

○免除申請に必要な書類等

- ①被災したことを証明する書類（り災証明書等） ②被保険者証 ③認印（朱肉を使用するもの）
- ④（2）から（5）の場合、その事実が確認できる公的な書類（証明書など）

2 後期高齢者医療の還付について

今回の災害により被災された方で、令和2年7月4日から令和2年10月末日までに医療機関等の窓口にて一部負担金を支払われた場合は、申請を行うことにより、支払った一部負担金の還付を受けることができます。

○還付の要件

1の免除の要件と同じ

○還付申請に必要な書類等

- ①医療機関等で一部負担金を支払った領収書 ②被災したことを証明する書類（り災証明書等）
- ③被保険者証 ④ご本人名義の金融機関口座情報がわかるもの
- ⑤認印（朱肉を使用するもの）

*問い合わせ先

住民生活課 医療年金係（内線 141・146）

令和2年7月豪雨災害に伴う町税等の減免について

令和2年7月豪雨災害により被災され、り災証明書の判定が全壊、大規模半壊及び半壊の場合には、町が町民税及び国民健康保険税の減免を行います。なお、固定資産税（家屋・土地・償却資産）については、別途お知らせします。

*問い合わせ先

税務課 住民税係（内線 121・122・123）
固定資産税係（内線 124・125）



事件・事故は 110 番
芦北警察署 ☎ (82) 3110



火事と救急は 119 番
芦北消防署 ☎ (82) 4731



警察

秋の全国交通安全運動

9月21日(月)～30日(水)までの10日間
9月30日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」

●子どもを始めとする歩行者の安全と 自転車の安全利用の確保

歩行者優先のルールを徹底しましょう
自転車安全利用五則を守ろう！

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道よりを通行
- ④安全ルールを守る
- ⑤子どもはヘルメットを着用

●夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲 酒運転等の危険運転の防止

秋の夕暮れの運転には注意を
お酒を飲んだら運転しない、妨害運転をしない

●高齢運転者等の安全運転の励行

高齢運転者による事故が多く発生
しています。シートベルトは、ど
こに座っていても必ず着用してく
ださい



消防

新型コロナウイルスについて



【救急隊員の装備】

- ・帽子 or ヘルメット
- ・N 95 マスク
- ・医療用手袋
- ・ゴーグル
- ・感染防止衣 (青 or 白)
- ・シューズカバー (青 or 白)

連日メディアで報道されている新型コロ
ナウイルスについて、水俣保健所管内でも
感染が確認されました。

当消防本部の救急隊員は、感染防止対策
として、写真のような装備で出動する場
合があります。この感染防止対策は、救急隊
員の感染防止はもとより、救急隊員が感染
源となり感染が拡大する事を防止し、救急
出動体制と消防力の低下を防ぐ事を目的と
しています。

なお、写真のような装備での救急活動が、
新型コロナウイルス感染者の対応とは限り
ません。皆様のご理解をよろしくお願いし
ます。

7月 4日 豪雨災害専決補正予算について 7月 11日

豪雨災害対応のため、2回の補正予算専決処分を行いました。

7月4日専決補正 総額8億512万4千円

予算の内容(避難所運営、災害廃棄物処理、道路応急開設、土砂撤去など)

一般会計	6億4,089万3千円	・農業集落排水事業特別会計	1億1,076万円
		町有温泉事業特別会計	250万円
		水道事業会計	5,097万1千円

7月11日専決補正 総額36億5,572万6千円

予算の内容(被災住宅応急修理、公費解体、宅地内土砂撤去、道路災害復旧、
農林漁業災害復旧、小中学校復旧など)

一般会計	36億4,441万5千円	・国民健康保険事業特別会計	144万5千円
		生活排水処理事業特別会計	104万3千円
		町有温泉事業特別会計	882万3千円

7月豪雨災害復旧事業及び新型コロナウイルス感染症等に対し 9月議会補正予算 37億 7,834万 2千円を可決

主な予算は下記のとおりになります。

9月議会補正予算 総額37億7,834万2千円

災害対応分

予算内容(被災者支援、災害見舞金、消防団活動費、道路災害復旧、農地災害復旧、
農林業施設災害復旧、学校災害復旧、町有各施設災害復旧など)

一般会計 34億6,427万1千円 ・町有温泉事業特別会計 446万5千円

コロナウイルス感染対策分

予算内容(小中学校タブレット導入、インフルエンザ予防接種無料化、水道使用料減免、
商工業支援など)

一般会計 2億4,311万円 ・町有温泉事業特別会計 2,018万2千円
水道事業会計0円(水道使用料減免△2,157万5千円)

通常事業分

一般会計 2,701万9千円 介護保険事業特別会計 1,929万5千円

令和2年7月豪雨に伴う町職員人事異動

被災から復興への取り組みを効果的かつ迅速に推進するため、復旧・復興推進室が総務課内に新設
されました。

※()内は前職

【課長級】

島添大輔 総務課復旧・復興推進室長(県庁派遣)

【主事級】

総務課

橋本仁志 復旧・復興推進室(商工観光課観光振興係)

【参事級】

総務課

松田勇士 復旧・復興推進室(総務課監理管財係)

本山真衣 復旧・復興推進室(県庁派遣)

労働保険料・一般拠出金の
申告手続や納付の期限延長等について

令和2年7月豪雨により被災された次の指定地域に所在する事業所の事業主につきましては、令和2年7月4日以降に行う労働保険料・一般拠出金の申請手続きや、納付についての期限が延長されます。（指定地域に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合も含む。）

※延長後の期限については、被災後の状況等を踏まえて改めてお知らせします。

※申告については、可能な方は通常通り手続きをお願いします。

○指定地域

芦北町・人吉市・球磨村・山江村・相良村・
錦町・あさぎり町・多良木町・湯前町・水上村・
五木村・八代市坂本町

さらに、令和2年7月豪雨により被害を受け、次の要件を満たす事業場の事業主につきましては、申請により、労働保険料・一般拠出金の納付が原則として一年以内の期間猶予されます。

○対象地域 すべての地域で申請可能

○要件 事業財産の相当の損失（概ね20%以上）を受けたこと

*問い合わせ先

熊本労働局総務部 労働保険徴収室

☎096(211)1701

災害時のストレスによりDVなどが
発生するリスクが高まります

避難生活や生活再建への不安に加え、新型コロナウイルス感染症の感染リスクなどの様々なストレスを抱え、DVなどの発生リスクが高まります。

『ひとりで抱え込まず、まずは相談を』

熊本県女性相談センター（DV相談専用電話）

☎096(381)7110

8:30～22:00（土日祝9:00～）

熊本県警察本部（警察安全相談室）

☎096(383)9110

DV相談+（内閣府）

☎0120(279)889

*問い合わせ先

熊本県男女共同参画センター

☎096(355)1187

令和2年7月豪雨による県税の
申告期限などの延長及び減免など

今回の豪雨により、県内の一部の地域に住所や本店を有する方の県税の申告や納付などの期限を延長しました。

また、自動車や事業用資産などに一定以上の被害を受けた方は県税の減免を、被災により県税の納付が困難な方は、納税の猶予を受けられる場合があります。お気軽にお問い合わせください。

*問い合わせ先

県南広域本部

☎0965(33)3180

労使紛争の解決に
「あっせん」をご利用ください

熊本県労働委員会は、雇用や労働条件の変更など、労働者と事業主とのトラブルにおいて、自主的な解決が難しい場合に、3名の委員が話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。

労働者の方は、正社員であるか否かにかかわらず、また、事業主の方も利用できる制度です。

まずは、お気軽にご相談ください。

*問い合わせ先

熊本県労働委員会事務局

☎096(333)2753

「一日合同行政相談所」開設

10月19日（月）～25日（日）は「行政相談週間」です。行政相談週間に伴う1日合同行政相談所を下記のとおり開設します。国などをはじめとする行政に対するご意見等、お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は堅く守られます。

開催日 10月15日（木）10:00～15:00

場所 桜十字ホールやつしろ

※7月豪雨被災者からの相談にも応じます。

※今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、急遽、開設を取りやめる場合があります。

あります。

*問い合わせ先

熊本行政評価事務所

☎096(324)1662

若者サポートステーションやつしろ
出張相談会

みなさんの心配事や不安に寄り添い「働きたい」という気持ちを応援しています。無料にて実施していますのでお気軽にご相談ください。

○日時 10月6日（火）20日（火）11月10日（火）

13:30～16:30

○場所 ハローワーク水俣

○対象 15～49歳の求職中の人、その家族

○相談料 無料

*問い合わせ先

若者サポートステーションやつしろ

☎0965(37)8739

高齢者のための無料職業紹介

高齢者（概ね60歳以上）の人々が働ける、職場開拓と職業相談・紹介を行なっております。生きがいを高める、社会貢献に役立てたいなど、長年培ったあなたの豊富な知識と経験を活かしてみませんか。お気軽にご相談ください。

○相談受付日時

毎週 月・水・金曜日 10:00～16:00

○相談場所

芦北地域振興局 福祉課内

*問い合わせ先

熊本高齢者無料職業紹介所

芦北相談所 ☎(82)5310

「ごもたちも未来のためにできること」
「里親制度」とは

10月は里親月間です。県内には約800人の子どもたちが、親の病気や経済的理由、虐待などの様々な理由により、親の元を離れて生活しています。

このような子どもたちを家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解で成長をサポートするのが「里親制度」です。特別な資格や、子育ての経験がなくても大丈夫です。大切なのは、子どもに寄り添う気持ちと、あなたが持つ豊かな愛情です。

「里親制度」に興味がある・里親になりたいという方はご連絡ください。

*問い合わせ先

熊本県子ども家庭福祉課

☎096(333)2228

熊本県八代児童相談所

☎0965(32)4426

戦没者遺児による
慰霊友好親善事業の実施について

戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者を募集しています。

行 先 旧ソ連・旧満州・中国・東南アジア他

参加費 10万円（東京都内の集合場所までの旅費は自己負担になります）

参加資格 戦没者の遺児

*問い合わせ先

日本遺族会事務局

☎03(3261)5521

新型コロナウイルス感染症に係る
傷病手当金制度について

国民健康保険又は後期高齢者医療被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合、申請により傷病手当金を支給します。

対象者

国民健康保険又は後期高齢者医療被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われたことにより、療養のために会社等を休み、事業者から給与の全部または一部を受け取ることができない人

支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数

支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2かける支給対象となる日数

適用期間

令和2年1月1日から9月30日まで

（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで）

*問い合わせ先

住民生活課 医療年金係 内線146

インフルエンザの予防接種が無料です！

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症などの影響を考慮し、**全町民を対象**に接種費用 4,600 円を上限に助成します。

町の契約医療機関①で接種する場合は、事前手続き不要、接種費用は無料です。

ご自身の感染予防や医療機関の混乱を避けるため、ぜひ接種してください。

接種を希望される重症化リスクの高い方は、接種機会を逃さないよう早めの接種を心がけてください。

接種期間 10月1日(木)～12月31日(木)

医療機関の診療日に限ります。予約が必要です。



助成対象者 (町内に住所がある人)		定期接種	任意接種		
		65 歳以上	生後 6 か月 ～ 18 歳	19 歳～ 59 歳 追加対象	60 歳～ 64 歳
①芦北町・水俣市・津奈木町の契約医療機関での接種	個人負担金	無 料			
	予診票	各契約医療機関にあります。			
②広域化接種（定期接種対象者） ①以外の契約医療機関での接種	個人負担金	無 料			
	予診票	事前手続き後に交付（※）			
③助成事業（接種前後手続き必要） ①・②以外	個人負担金	助成上限額である 4,600 円を超える分			
	予診票	事前手続き後に交付（健康増進課でのみ）（※）			
接種目安時期		10月1日（木）～	10月26日（月）～ ※医療従事者、基礎疾患を有する者、妊婦、小学2年生までは、早めの接種を心がけてください。		

(※)に該当する人は、接種前に手続きが必要です。持参品：印鑑(開庁日のみ手続き可能)

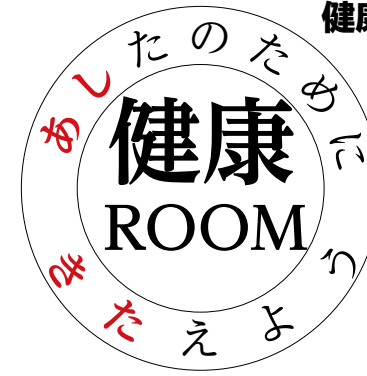
(手続場所) 健康増進課、田浦支所、各出張所(③助成事業の手続きは、健康増進課で実施)
(町内契約医療機関)

芦北クリニック、芦北整形外科医院、井上医院、井上病院、篠原医院
竹本医院、松本医院、溝部病院、宮島医院、百崎内科医院
◇町外の医療機関については、お問い合わせください。



◎助成対象年齢次第では、対応していない医療機関もあります。予約時にご確認ください。

健康ルーム Vol.27



健康増進課
Facebookで
情報発信中



予防接種で健康管理を！

「かからない」、「うつさない」ために一人ひとりが対策を行いましょう。



○インフルエンザ予防接種

予防接種をすることでインフルエンザの発症を60～70%予防し、万が一発症したとしても、重症化を防ぐことができます。

また現在、新型コロナウイルス感染症が拡大しています。インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の初期症状は似ています。そのため、インフルエンザの発症予防が医療機関の混乱を避けることに繋がります。

毎年10月から12月まで、一部町民の接種費用を助成していましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症などを考慮し、助成対象を拡大して全町民を対象とします。左ページの表を確認し、発症・重症化しないために、この機会にぜひ接種してください。

季節性インフルエンザは、例年12月から3月にかけて流行します。いったん流行し始めると短期間でまん延し、年齢や性別にかかわらず多くの人が感染してしまいます。

主な症状

・急な高熱
・頭痛
・関節痛
・吐き気
・筋肉痛
・下痢
・倦怠感



助成のある予防接種の機会を逃さないようにしましょう！

○子どもの予防接種

子どもの予防接種は、生後2か月目から開始します。新型コロナウイルス感染症の流行や災害の影響でお子さんの予防接種を見合わせていませんか？予防接種は標準的な時期に接種することが大切です。接種できる期間に早めに接種するようにしましょう。

お子さんの母子健康手帳で、接種を忘れていないものがないか確認してみてください。



○ロタウイルス予防接種が無料に！

令和2年10月1日からこれまで任意接種だったロタウイルス予防接種が定期接種化(無料)されます。対象は令和2年8月1日生まれ以降の乳児です。

○その他にも・・・

該当年齢の男性は、無料で風しんの抗体検査・予防接種を受けることができます。

また、高齢者の肺炎球菌予防接種費用の一部助成も行っています。

助成できる期間は決まっているため、対象者は助成内容を確認し、ぜひ受けてください。



簡単！早い！
ネット回答が便利！
回答時間は約10分ほど

調査期間中24時間いつでもパソコンやスマートフォン・タブレットから回答できます。インターネットで回答をした場合、紙の調査票の提出は不要です。安全な通信を行うために暗号化通信を行っており、他人に内容を見られることはありません。

1：「国勢調査オンライン」にアクセス

自宅に届いた調査書類と、パソコンまたはスマートフォン、タブレットを準備します。



2：ログインする

調査書類の中の『インターネット回答利用ガイド』に書かれている「ログインID」と「アクセスキー」でログインします。

ログインID（8ケタ）

〇〇〇〇 — 〇〇〇〇

アクセスキー（4ケタ）

〇〇〇〇

3：回答する

画面の案内にそって、国勢調査に回答します。最後にパスワードを設定し、送信します。

※IDとアクセスキーの処理方法

IDやアクセスキーが書かれた紙は破るなど、分からないようにして捨ててください。

国勢調査の流れ

①配布（9月14日～27日）



調査員が皆さんの自宅を訪問し、調査書類（インターネット回答利用ガイド・調査票など）を配布します。

②回答

インターネット：9月14日（月）～10月7日（水）
調査票での回答：10月1日（木）～10月14日（水）



10月1日現在の世帯の状況を回答してください。今回の調査は、極力インターネットでの回答をお願いします。紙の調査票でも回答できます。※インターネット回答の人はここで調査終了です

③提出（10月1日～14日）

紙の調査票は、調査員が直接回収に伺います。
※回答した情報は、厳重に保護されます。
※郵送提出の場合は、10月1日～10月7日までに投函をお願いします。

国勢調査 の回答を お願いします

◆国勢調査って
何を調査するの？

国勢調査は統計法に基づき、日本に住む全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査です。この調査で日本の人口や世帯、産業構造などの実態を把握します。

大正9年から5年に一度、この調査は全国で一斉に行われ、今年で21回目100年目の節目を迎えます。

10月1日現在で日本に住んでいるすべての人、外国人や生まれたばかりの赤ちゃんも対象です。

調査の結果は高齢者の介護や医療、雇用、児童の福祉、地域の活性化など芦北町のまちづくりにも大きな影響を与えます。日本、そして芦北町の未来のためにも、正確な統計をとる必要があります。

このため、法律で回答の義務が定められています。必ずご回答ください。

◆いつから
調査をするの？

9月中旬から、調査員証と腕章を身につけた調査員が世帯を訪問し、調査書類を配布します。

調査票の用紙がインターネットでの回答になります。

◆どんな内容？

調査内容は全16問です。

- 世帯員の数、■住居の種類、■氏名・性別、■世帯主との続柄、■出生年月日、■配偶者の有無、■国籍、■現在の場所に住んでいる期間、■5年前の居住地、■教育、■仕事の有無、
- 従業地・通学地、■利用交通機関、■勤めか自営か、■勤め先の名称及び事業内容、■本人の仕事内容

ご協力をお願いします。

調査員のなりすましにご注意ください！

調査員は必ず「国勢調査員証」と「国勢調査従事者用腕章」を身につけています。金銭を要求したり、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などを聞いたりする事はありません。不審な電話や訪問がありましたら、すぐに企画財政課企画統計係（☎82-2511内線252）へお知らせください。

芦北町 小中連携における 目指す子ども像の系統表

(令和2年 7月1日 芦北町教育委員会)

子どもたちのより良い成長に向けて、小中学校9年間の見通しをもち町全体で支えていけるよう、この表が作成されました。

発達段階		前期・基礎期				中期・定着期		後期・発展期						
連携内容		項目	小学校						中学校					
目指す子ども像			低学年		中学年		高学年		1年			2年		3年
			1年	2年	3年	4年	5年	6年						
学力の向上を目指した連携 「楽しく進んで学ぶ」子ども		授業	授業者や友達の話をしっかり聞いて、学習に取り組む。		相手の話をしっかり聞き、自分の考えも伝えながら、学習に取り組む。		授業者や学習リーダーの指示をしっかり聞き、お互いに協力しながら、見通しをもって学習に取り組む。		授業者や学習リーダーの指示をしっかり聞き、お互いに協力しながら、自分の考えをもって学習に取り組む。					
		家庭学習	与えられた課題(音読・漢字・計算・日記等)に取り組む。			与えられた課題(音読・漢字・計算・日記等)に取り組むとともに、+αの学習ができる。			与えられた課題(ワーク等)に取り組むとともに、今の自分に必要な学習ができる。					
		読書等	身近な本などに触れる機会をたくさんもつ。		進んで読書に取り組む。新聞等の記事にも触れる。		読書に親しみ、「読書が好き」と答える。新聞等の記事を読む。		質の高い読書を行い、自分の愛読書をもつ。新聞等の記事を読み、自分の考えをもつ。					
より良い生活を目指した連携 「けじめをもてくらす」子ども		行動	やっていいこと、やってはいけないことを理解し、判断する。		やっていいこと、やってはいけないことを正しく判断し、行動する。		やっていいこと、やってはいけないことを正しく判断し行動するとともに、まわりに声をかける。		やっていいこと、やってはいけないことを正しく判断し行動するとともに、集団を良い方向へ導けるよう努力する。					
		TV等の目安	夜8時以降はTV、ゲーム、スマホ等視聴しない。(90分以内)		夜8時半以降はTV、ゲーム、スマホ等視聴しない。(90分以内)		夜9時以降はTV、ゲーム、スマホ等視聴しない。(60分以内)		夜10時以降はTV、ゲーム、スマホ等視聴しない。(60分以内)					
		SNS関係	正しい電話の仕方を知る。インターネットに関して、保護者の許可を得て利用する。		インターネットに関して、保護者の管理のもと正しくけじめのある利用の仕方ができる。		インターネットやSNS等に関して、その危険性を知り、保護者の管理のもと正しくけじめのある利用の仕方ができる。		インターネットやSNS等に関して、その危険性を知り、保護者の管理のもと「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」をしっかり意識して、正しくけじめのある利用の仕方ができる。					
健康教育推進を目指した連携 「健康を意識してくらす」子ども		食育	作っていただいた方に感謝して食べる。		好き嫌いをせず、しっかり食べる。		好き嫌いをせず、3食しっかり食べる。休みの日などには、食事の準備や後片付けのお手伝いができる。		食事の大切さを理解し、好き嫌いをせず、3食しっかり食べる。休みの日などには、食事の準備や後片付けのお手伝いができたり、自分で食事を作ったりできる。					
		体づくり	安全に気をつけ、運動遊びを楽しむ。			安全面に気を配り、運動遊びに進んで取り組む。			安全面に十分配慮を行い、体づくりを意識して、進んで運動に取り組む。					
		病気予防	うがい、手洗い、歯みがきの習慣化を目指す。		うがい、手洗い、歯みがきの大切さを意識し、習慣化している。		うがい、手洗い、歯みがきの大切さを意識し、実行するとともに、状況によってはマスクを着用するなど、病気を予防しようとしている。		自分だけでなく、相手のことやまわりのこと、全体のことを考え、病気予防のための適切な行動ができる。					
豊かな心の育成を目指した連携 「自分や友達を大切にする」子ども		豊かな心(人権)	【知識的側面】 ・お互いを認め合うことの大切さが分かる。 【価値的・態度的側面】 ・まわりの友達を大切にしようとする。 【技能的側面】 ・誰とでも仲良くすることができる。		【知識的側面】 ・お互いを認め合い、支え合うことの大切さが分かる。 【価値的・態度的側面】 ・自分や友達の良さに気づき、友達を大切にしようとする。 【技能的側面】 ・互いの違いを認め、誰とでも関わることができる。		【知識的側面】 ・お互いを認め合い、諸活動で協力し助け合うことの大切さが分かる。 【価値的・態度的側面】 ・自分や他の人をかけがえのない存在ととらえ、大切にしようとする。 【技能的側面】 ・互いの違いを認め、誰とでも分け隔てなく関わることができる。		【知識的側面】 ・さまざまな人権問題の根底に共通する差別の構造について理解するとともに、人権を尊重して活動することの大切さを理解している。 【価値的・態度的側面】 ・自分や他の人をかけがえのない存在としてとらえ、人権を守るために協働して活動しようとする。 【技能的側面】 ・話し合い、協力し合う中で、それぞれの意見の良さを生かした解決方法を考えることができる。					
			特別支援教育に関する連携 「自分の良さを生かす」子ども		特別支援	支援が必要な子どもたちが、明るく生き生きと学習活動に取り組む。		支援が必要な子どもたちが、自分の良さを知り、明るく生き生きと学習活動に取り組む。		支援が必要な子どもたちが、自分の良さを生かし、明るく生き生きと学習活動に取り組む。		支援が必要な子どもたちが、自分の良さを生かし、将来の目標をもって、明るく生き生きと学習に取り組む。		
芦北町教育連携連絡協議会	連携カリキュラムの実践 「あいさつ・話の聞き方・睡眠」に関する連携		あいさつ	相手の呼びかけにははっきり答えたり、自分から誰とでも気軽にあいさつできたりする力を身につける。 (各段階の目指す姿は芦北町幼保小中連携カリキュラムに記載)						自力起床をはじめとし、自分の力で規則正しい生活ができる。 (就寝時刻: 中学校…午後11時まで)				
			話の聞き方	「話を聞く」態度を身につける。(各段階の目指す姿は芦北町幼保小中連携カリキュラムに記載)										
			睡眠の目安	保護者の声かけのもと、決まった時刻に寝て、決まった時刻に起きることができる。 (就寝時刻: 低学年…午後9時まで、中学年…午後9時半まで)		保護者の声かけがなくても、決まった時刻に寝て、決まった時刻に起きることが徐々にできるようになるなど、少しずつ自分の力で規則正しい生活ができるようになる。 (就寝時刻: 中学年…午後9時半まで、高学年…午後10時まで)								

芦北町は「すべては次代を担う子どもたちのために」という**教育立町**の理念のもと、行政として学校現場に寄り添い、全面的に支援していきます。

関係5課の取組

教育課…
ICT等教育環境のさらなる整備を行うとともに、学校における働き方改革を推進します。

生涯学習課…
家庭教育支援員による相談対応、「親の学び」講座の開催や学校・地域が連携した教育活動を推進します。

コミュニティセンター課…
本に興味をもち、読書に親しむ子どもたちを育てるため、読書活動の啓発及び推進を図ります。

福祉課…
子育て支援体制及び相談体制の充実をさらに図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

健康増進課…
子どもの頃からの望ましい食生活の定着や、将来の生活習慣病発症予防と様々な病気の予防のための知識の普及啓発に取り組みます。

子どもたちのより良い成長に向けて、学校現場（**子どもと教師**）だけでなく、**家庭、地域、行政**を含めた**五者**が連携・協働して一体的に取り組んでいきましょう。

※「熊本の学び推進プラン」（令和元年12月熊本県教育委員会）では、目指す子どもの姿を**五者**で共有することの大切さが示されています。

※この「目指す子ども像の系統表」は、**五者**各方面の意見を取り入れながら適宜変更を加え、より良いものにしていきます。

芦北に残る文化遺産

城山の大師堂台座には「當郡水俣村曹洞宗教会所主任 野上梅芳」と刻まれ、水俣にも教会所があったことが分かります。この教会所は現在、水俣市天神町にある曹洞宗太梅山光厳寺で、由緒によると宮崎県にあった瑞雲山光厳寺が廃寺となり、明治36年に令和2年6月号にも登場した金田東禅（吉蔵寺住職）が水俣に移転、再興しました。時期は佐敷教会所建設とはほぼ同じ頃になります。

さて、佐敷教会所は古城山二尊寺として開基されると、社会教育センター隣に本堂が置かれ、城山に奥の院として大師堂が建てられました。また、不思議なことに曹洞宗（禅宗）の寺院でありながら、他宗派である真言宗の創始者である弘法大師空海を信仰対象としています。

この理由は分かりませんが、佐敷は地名由来にもあるように、弘

106 佐敷城跡
《佐敷城の歴史》(45)
国指定史跡
平成20年3月28日指定

法大師との関わりが深い土地です。また、古くからの寺院も多く、そこに新規参入した寺院が新しく門徒を獲得するため、弘法大師を利用した可能性があります。

先月号に記したとおり吉蔵寺はこの頃、四国八十八所霊場のうち第三十七番札所を名乗り、弘法大師信仰とも関わっていました。城山に建つ無数の石仏は門徒が寄進したのですが、石仏の下には吉蔵寺から持ち込まれた砂がまかれ、この石仏全てにお参りすると八十八所霊場をお遍路で巡礼したのと同じ利益が得られる、と喧伝されました。石仏寄進者には八代など葦北以外の住民の名前もあり、門徒獲得は一定の成果を収めたようです。

このように遠く四国の一寺院の思惑が、佐敷の歴史と深く関わっていることも、歴史の面白さの一つなのかもしれません。

子育て支援センター（10月の行事）

13日(火) お人形劇を見よう

20日(火) お散歩へ出かけよう

28日(水) 身体測定、誕生会(10月生まれ)

※子育て支援センターは未就園児と保護者なら誰でも利用できます。

一時保育も行っています。

子育て仲間づくりや情報交換にお気軽にご利用ください。

▶支援センター利用時間 毎週月曜日～金曜日

9:30～12:00 14:45～17:00

*問い合わせ先

子育て支援センター（田浦保育園）

☎ (87) 0034

児童館からのお知らせ

芦北児童館と湯浦児童館は7月豪雨災害により被災した箇所の修繕工事を行っており、両児童館とも当分の間休館となっています。

施設の利用開始は、芦北児童館が10月頃、湯浦児童館が11月頃を予定しています。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

*問い合わせ先 芦北児童館 ☎ (82) 3036

湯浦児童館 ☎ (86) 0074

芦北町・水俣市・津奈木町広域 イベント情報

水俣市 MINAMATA SUPBAY (サップバイ) ! 開催

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため来年へ延期された「第9回全日本 SUP 選手権大会 RACE」に代わり、誰でも参加できる地元イベントとして開催。

▶内 容 一般参加レース・湯の児島一周体験会
デモンストレーションレース・マルシェ

▶日 時 10月11日(日) 9:00～15:00

▶場 所 湯の児海水浴場

▶参加資格 水俣市・津奈木町・芦北町にお住まいの方

▶参 加 料 未定(事前のエントリーが必要です。)

*問い合わせ先 水俣市経済観光課 ☎ (61) 1629

津奈木町 柳幸典つなぎプロジェクト 成果展 2020

2008年から続く「住民参画型アートプロジェクト」の一環として2021年のつなぎ美術館会館20周年を記念し、2019年から3年間かけて取り組むプロジェクトです。

▶期 間 ～11月23日(月・祝)まで

▶料 金 一般300円 高・大学生200円 小・中学生100円

▶場 所 つなぎ美術館1階展示室

▶開館時間 10:00～17:00(水曜休館)

*問い合わせ先 つなぎ美術館 ☎ (61) 2222

特別展「星野富弘のおいしい? 詩画展」開催中

花の詩画作家として知られる星野富弘ですが「メロン」や「雨ニモ負ケテ(マンゴー)」「かぼちゃ」など、果物や野菜をモチーフに描いた作品も数多くあります。本展では、これらの作品群にスポットを当て、これまでとは違う新しい角度から星野富弘の詩画世界を紹介しています。

季節の常設展示では、星野富弘の四季の草花を題材とした詩画作品を展示しています。

この機会にどうぞご覧ください。

○開催期間 令和2年12月13日(日)まで※14日(月)は展示替え

○開館時間 午前9時～午後5時

○休館日 第2・4月曜日(祝日除く)

*問い合わせ先

星野富弘美術館 ☎ (86) 1600

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来館の際には、マスクの着用をお願いします。

美術館 だより

▲作品紹介 栗の実 1982年



短歌

芦北短歌会

ハム・カレの湖庭遺跡の温泉に数多の国の人等およげる 小川 勝子

予想図に大きき雨傘かかりいて二月尽日終日の雨 加来 道子

嫁ぐのは弥生の頃と決めており余儀なく延びてジューンブライド 門寺 真弓

ひっそりと川面を照らす夏の月河鹿の声の哀愁おびて 才田 明

「ステイホーム」守ることなくツバメ等は青空に飛ぶ無防備なまま 下田みのぶ

鶯の声さえざえと裏山にコロナにふさぐ心に響く 鳥居 静子

野の畑にさみどりの茶葉ゆれ揺れて摘む人のなき過疎の寂しさ 馬場 泰子

今はもう実子のように思われて夫婦は探す失踪の猫 古本 史子

二月を籠っていれば人間という言葉の意味をしみじみ思う 宮嶋 良子

夜半の雨激しさに耐え咲き続くアガパンサスの紫映ゆる 米良 佑子

イベントカレンダー

26	土	
27	日	・当番医 六車医院
28	月	
29	火	
30	水	
10/1	木	
2	金	
3	土	
4	日	・当番医 駅前クリニック
5	月	
6	火	
7	水	
8	木	
9	金	
10	土	
11	日	・当番医 竹本医院
12	月	
13	火	
14	水	
15	木	
16	金	
17	土	
18	日	・当番医 芦北クリニック
19	月	
20	火	
21	水	
22	木	
23	金	
24	土	
25	日	・当番医 松本医院
26	月	
27	火	
28	水	
29	木	

お誕生おめでとう

R2.6.1～8.31 受付分（敬称略）受付件数23件					
氏名	出生日	性別	保護者	区	
坂口 智哉 ^{ともや ちっぺい}	6. 5	男	佳孝	湯浦北	
山口 桔平 ^{きつぺい}	6. 18	男	直哉	湯浦北	
元山 蒼士 ^{そうし}	6. 19	男	弦	小田浦2	
溝部 未輝也 ^{みきや}	6. 19	男	貴志	芦北	
福島 葵 ^{あおい}	6. 25	男	範之	湯浦南	
才藤 羽晃 ^{わこう}	6. 30	男	潤	向町	
林田 百叶 ^{ももか}	7. 3	女	有平	芦北	
宇ノ木 慈 ^{いつく}	7. 6	女	衣	白木	
谷口 歩 ^{あゆむ}	7. 10	男	聡	大野	
鶴内 碧人 ^{あおと}	7. 17	男	典朗	乙千屋	
柴藤 鈴奈 ^{すずな}	7. 18	女	翔吾	花岡北	
岩永 笑茉 ^{えま}	7. 21	女	芳文	小田浦2	
八里 滯 ^{れい}	7. 24	男	慧斗	花岡東	
藤井 希妃 ^{きい}	7. 27	女	想太	平生	
百田 拓永 ^{たくと}	8. 4	男	祐平	道川内西	
山下 夏奈央 ^{かな}	8. 5	女	一平	小田浦3	
松田 玲杏 ^{れいあ}	8. 7	女	祐太郎	小田浦2	
江口 日咲 ^{ひさき}	8. 8	女	和文	花岡西	
川畑 希夏 ^{ののか}	8. 10	女	飛	大野	
高田 結友 ^{ゆいと}	8. 12	男	八洋	小田浦3	
岡崎 琴 ^{こと}	8. 14	女	南希	田浦4	
藤井 琉惺 ^{りゅうせい}	8. 19	男	保成	湯浦南	

※本町窓口届け出た人で、承認を得た人を掲載しています。
町外に提出した人で、掲載を希望する場合は、役場総務課
秘書広報係までご連絡ください。



ご冥福をお祈りします

R2.6.1～8.31 受付分 (敬称略) 受付件数 81 件											
氏 名		死亡日	年齢	区	氏 名		死亡日	年齢	区		
竹本	勝美	6. 2	72	花岡西	平山	スミエ	7. 9	103	花岡東		
出口	好昭	6. 5	72	豊岡	福浦	エイ子	7. 10	94	福浦		
比屋定	ミチ子	6. 10	93	小田浦6	小山	藤子	7. 19	73	田浦1		
桑本	壽仁	6. 12	84	桑原	鬼塚	續	7. 20	87	永谷		
今村	廣	6. 12	88	湯浦南	田中	太一	7. 23	93	田浦町4		
井上	朝江	6. 14	96	花岡西	杉本	孝一	7. 24	90	海浦2		
田口	ヤエ子	6. 15	85	田川	松崎	シズモ	7. 27	94	米田		
三道	義満	6. 16	82	花岡東	松崎	貞義	7. 28	96	花岡東		
中山	敏憲	6. 19	73	小田浦5	洲上	テイ	7. 30	101	向町		
中島	成男	6. 20	79	大尼田	坂田	義勝	8. 3	70	田浦町1		
山田	實男	6. 22	93	高岡南	河口	平八郎	8. 3	94	計石西		
田中	リツ子	6. 22	85	鶴木山	地方	フジノ	8. 3	86	米田		
矢野	弘志	6. 23	85	伏木氏	釜	スミエ	8. 6	98	計石東		
山下	正男	6. 23	89	諏訪	福浦	逸喜	8. 7	92	福浦		
川野	ツルエ	6. 25	83	白岩	川北	龍秀	8. 8	88	芦北		
湯治	寅雄	6. 27	80	宮崎	野浦	忍	8. 10	87	田浦町1		
木林	幹夫	6. 29	83	宮崎	岩田	大和	8. 10	83	田浦町2		
藪口	正道	7. 1	87	田浦4	洲上	サヨ子	8. 10	88	田浦町3		
宮原	キクエ	7. 2	94	西告	山本	定信	8. 10	94	大川内西		
中田	豊穰	7. 4	84	田浦1	石村	チサエ	8. 17	85	計石西		
松本	昭生	7. 4	90	田浦町1	遠山	ジツ	8. 18	103	小田浦5		
平生	フサエ	7. 4	92	平生	藤井	春雄	8. 19	94	平生		
川田	武人	7. 4	72	小田浦7	諫山	親義	8. 19	86	湯浦北		
川田	節子	7. 4	69	小田浦7	下村	ミヨコ	8. 20	88	國見		
酒井	民子	7. 4	82	新町	緒方	一男	8. 22	95	米田		
入江	たえ子	7. 4	69	田川	斉藤	守昌	8. 25	91	小田浦4		
入江	竜一	7. 4	42	田川	生島	幸子	8. 26	65	湯浦北		
堀口	ツギエ	7. 4	93	田川	告坂	武志	8. 27	85	田浦1		
矢野	まさ子	7. 4	67	伏木氏	小川	雪男	8. 27	68	白岩		
小崎	清一	7. 4	69	女島西	松岡	ナミ子	8. 29	97	海浦2		
小崎	峰子	7. 4	68	女島西	※本町窓口へ届け出た人で、承諾を得た人を掲載しています なお、掲載の承諾には署名・押印が必要です。						
坂本	満	7. 5	88	平生							

※本町窓口届け出た人で、承諾を得た人を掲載しています。
なお、掲載の承諾には署名・押印が必要です。

今年の夏は、コロナ、豪雨、台風に翻弄され気がつけば栗や梨が店頭に並び、秋刀魚まで並んでいるのを見て「秋が来た！」と感じました。何も夏らしいことをしていない事実、に涙しつつこのまま何事もなく穏やかに秋から冬になって欲しいと願っています。(東)

編集後記
7月の豪雨災害の記録写真を残すため、球磨川沿線の地区は徒歩で回りました。次々と業者やボランティアが復旧や片付けに入り、早く被災地へ入らないと被災の状況を残すことができないと判断し、車では進入できない荒れた道路を進むため、消防のバイクに乗って、途中まで移動しました。歩いた歩数は1日で2万8千歩、日頃の運動不足が祟って、3日ほど筋肉痛でした。なお災害関連の取材で7、8月間は8500枚写真を撮りました。(田中)

宝くじ公式サイトで宝くじを購入できるようになりました！

お得な特典、便利なサービスいろいろ！宝くじ公式サイト会員登録ステップ

STEP 1 「宝くじ公式サイト」を検索しメールアドレスの登録(仮登録)

「宝くじ公式サイト」を検索して、宝くじ公式サイトの新規会員登録ページでメールアドレスを登録(仮登録)します。

クリック!

STEP 2 会員情報の入力(会員登録)

① 入力いただいたメールアドレス宛に、メールが届きます。
② メールに記載されている会員登録用のURLをクリックします。
③ 画面に従って、氏名や生年月日等の情報を入力いただくと新規会員登録が完了します。

宝くじ売り場でポイントをためる/つかうための手続きは以上で完了です。

宝くじ公式サイトでのネット購入をご利用の方は、引き続きSTEP3の手続きをお願いします。

STEP 3 決済情報の入力

ネット購入をご利用される方は、宝くじを購入するための「クレジットカード情報」および当せん金のお受け取りに利用する「口座情報」をご登録ください。

以上で、カンタン・便利な宝くじの「ネット購入」がご利用いただけるようになります！

クレジットカード情報のご登録にあたり、右記の2点をご確認ください。

① 宝くじ公式サイトで利用可能なクレジットカード発行会社が
② 本人認証サービス(3Dセキュア)を有効化しているか

クレジットカード発行会社の確認方法、本人認証サービス(3Dセキュア)について詳しくは https://www.takarakuji-official.jp/special/creditcard_guide/ をご確認ください。

宝くじコールセンター
TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)
受付時間 10:30～18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く)
※電話番号を十分ご確認ください。

本件に関するお問い合わせ先



令和2年10月1日から 国保水俣市立総合医療センターの 「選定療養費」が変わります。



「選定療養費」は、初期の治療は地域の医院、診療所（かかりつけ医）が担い、高度・専門治療は病院（200床以上）で行うという医療機関の役割分担の推進を目的に定められた制度です。

令和2年度の診療報酬改定により、200床以上の地域医療支援病院では、かかりつけ医などからの紹介状を持たずに受診する際は選定療養費の徴収が義務づけられました。

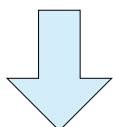
そのため、当院でも選定療養費を国が定める料金をご負担いただくことになりました。

※紹介状をお持ちいただくと選定療養費はかかりません。かかりつけ医を持つことをお勧めします。

再診時選定療養費

当院から他の病院・診療所等へ紹介を行った人が、自ら引き続き当院での受診を希望され、紹介状をお持ちにならずに当院を受診した人にご負担いただく料金です。

令和2年9月30日まで
なし

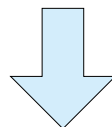


令和2年10月1日から
医科 2,750 円
歯科 1,650 円

初診時選定療養費

紹介状をお持ちでない初診の人にご負担いただく料金です。

令和2年9月30日まで
医科 820 円
歯科



令和2年10月1日から
医科 5,500 円
歯科 3,300 円

ただし、次に該当する方は負担はありません。

- ◆救急車で搬送や夜間休日に救急外来を受診した人
- ◆各種公費負担制度（公害、医療手帳、保健手帳、特定疾患、自立支援、肝炎治療特別促進事業、重度心身障害者医療、生活保護など）の受給者（※受給者証をご提示ください ※こども医療、ひとり親家庭医療は除きます。）
- ◆水俣市立総合医療センターの別の診療科を受診中の人
- ◆特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった人
- ◆労災、公務災害、交通事故、自費診療の人など

*問い合わせ先

水俣市立総合医療センター診療支援課医事係 ☎ (63) 2101